

学童保護者の皆様へ

薬の取り扱いと感染症予防措置についてのお願い

鷹福社会理事長 上田 雅裕

投薬は医療行為にあたるため、学童指導員が保護者に代わって薬をお子さんに与えることは原則として出来ないことになっております。お昼間のくすりの服用に関しては、学童保育に通っていることを主治医にご相談の上、指示に従ってください。

重篤なアレルギー、疾患がある場合は主治医との連携が必要になります。個別にご相談ください。

児童が下記の感染にかかった場合は、他の児童への感染防止のため、学校保健安全法の規定に準じ、学童利用停止となります。病気が治って利用再開する場合は、許可書を医師に記入してもらい、提出してください。

※注) 表は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません。

※注) 発熱していたり、発熱していなくても下痢や嘔吐があるなど、普段のお子さんの様子と異なるときは、無理せずに休ませてください。

判断に迷った時は、主治医にご相談ください

感染症と登級停止の基準について ～大切に保管してください～

児童が下記の感染にかかった場合は、他の児童への感染防止のため、学校保健安全法の規定により登級停止となります。
病気が治って登級する場合は、登級許可書を医師に記入してもらい登級の際に学級まで持ちください。（インフルエンザは別様式に保護者が記入）

| | 病名 | 主症状 | 登園停止期間の基準 |
|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 登 級 許 可 証 が 必 要 | ・インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) | 高熱が3-5日続き、頭痛、筋肉痛、嘔吐、下痢など伴い、風邪より重症感がある | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで ※保護者記入「登級許可願い」を使用 |
| | ・百日咳 | 特有な連続性、発作性の咳が長期にわたって続く | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | ・麻疹（はしか） | 発熱・結膜炎・鼻水。口腔内に小さな白斑ができ、2-3日後に全身湿疹が出る | 解熱した後3日を経過するまで |
| | ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺（耳たぶの下）の急性腫脹を主症状とする | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | ・風しん | 熱と共に全身に発疹が出る。耳後部のリンパ腺が腫れる | 発疹が消失するまで |
| | ・水痘（水ぼうそう） | 水をもった赤い発疹が全身に出る。発熱しない例もある | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | ・咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱・結膜炎・咽頭炎を主症とする。アデノウイルスが原因菌 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | ・流行性角結膜炎 | 急性結膜炎、目瞼腫脹、目やになど | 伝染の恐れがないと医師が認めるまで |
| | ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157など） | 水様性下痢・腹痛・血便などが出る。時に重症になる | |
| | ・結核 | 初期は無症状で気づかれないことが多い。症状が進むと、倦怠感、微熱、寝汗、咳などが現れる | |
| | ・髄膜炎菌性髄膜炎 | 発熱、頭痛、嘔吐を主症状とする | |
| | ・急性出血性結膜炎 | 眼の結膜(白眼の部分)に出血を起こす | |

※ 下記の病気は、登級許可証を必要と定めていませんが、

感染が判明した場合は学級へ連絡の上、医師の指示に必ず従ってください。

※ 重症度の高い感染症の場合は、診断書などの提出が必要となる場合があります。

※ 治癒状況、感染状況によっては、学級責任者の判断により登級停止となる場合があります。

| | 病名 | 備考 | 登園停止期間の基準 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 第 一 種 | ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ ※上記のほか、指定感染症及び新感染症 | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類 感染症と結核を除く二類感染症。 ※ 入院・対物の消毒、交通規制などの対応が行われる重症度の高い感染症 | 治癒するまで 医師により登級可能の判断が行われるまで 登級不可 |
| 第 三 種 | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎 | <u>普段と異なる様子が見られた場合は</u> | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | その他の感染症 A、B、C型肝炎・溶連菌感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・感染性胃腸炎・りんご病・ロタウイルス・・・など | <u>必ず受診する</u> ※生活面での注意が必要な場合は学級へ速やかに連絡すること | 症状によって医師により自宅療養を勧められた場合は、その指示に従うこと |

登級許可証は鷹寺福祉会のホームページからダウンロードできます（各学級でも配布可能です）